

## 多治見駅南地区第一種市街地再開発事業 特定建築者の公募について

### 1. 趣旨

当再開発事業では、施設建築物（以下「再開発ビル」という。）の建築にあたって、民間事業者等の能力を積極的に活用するため、都市再開発法（以下「法」という。）の規定に基づき、施行者である多治見駅南地区市街地再開発組合（以下「再開発組合」という。）に代わって再開発ビルのうち宿泊施設の建築を他の者に行わせる特定建築者制度を採用することとし、この制度に基づく特定建築者を公募するものです。

### 2. 事業の概要

事業名：多治見駅南地区第一種市街地再開発事業

施行地区：多治見市本町1丁目、田代町1丁目・2丁目及び音羽町2丁目の一部

施行区域の面積：約2.0ha

### 3. 特定建築者の主な役割

- ・再開発組合の定める事業計画及び権利変換計画に適合する再開発ビル（宿泊施設）の建築計画等の事業提案を行い、事業提案に基づく再開発ビル（宿泊施設）の建築を行う。

### 4. 特定建築者の応募資格

- ・再開発ビル（宿泊施設）を建築するのに必要な資力・信用力を有する者
- ・再開発ビル（宿泊施設）の敷地の譲渡に伴う対価の支払い能力を有する者
- ・欠格事由（破産、民事再生、会社更生その他これらに準じる手続き開始の申立を受けた者又は申立てをした者、暴力団との関与がある者）に該当しない者

### 5. 特定建築者の選定

- ・再開発組合の理事会において、応募資格の審査、事業提案書の内容の審査を行い、総会で特定建築者（内定会社）を選定します。
- ・総会での選定結果を岐阜県に報告し、岐阜県の承認を受け、最終決定いたします。

### 6. スケジュール〔予定〕

令和元年8月6日（火）：特定建築者の募集の公表（組合掲示板、ホームページ及び新聞にて）

8月6日（火）～8月26日（月）：募集要項の配布

8月26日（月）午後5時まで：質問受付終了（「様式3」を使用）

- 8月29日（木）午後5時まで : 質問の回答期限
- 9月 3日（火）～9月5日（木） : 応募、提案書の受付
- 10月2日（水）理事会及び総会で承認し、岐阜県に承認申請（予定）
- 10月末 : 特定建築者の決定（予定）

#### 7. 募集要項

募集に関する詳細については、「特定建築者募集要項」を参照してください。  
特定建築者募集要項は、上記募集要項の配布期間内に再開発組合において配布いたします。

#### 8. 問い合わせ先

多治見駅南地区市街地再開発組合 事務局（細尾、田内）  
〒507-0035  
多治見市栄町一丁目 6-1 日章ビル7階  
電話 0572-21-0070  
e-mail:tajimi-minami@eos.ocn.jp

以上